

西尾市コミュニティバス運行業務（小型バス路線）仕様書

1 業務名

西尾市コミュニティバス運行業務

2 運行目的

市民の交通の利便性を確保するコミュニティバスを運行し、生活交通の確保を図る。

3 運行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。ただし、契約の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

4 運行日・ルート・ダイヤ

- (1) 運行路線及び運行ルートについては、別添1「西尾市公共交通マップ」の市街地線、三和線・室場線、平坂中畑線、寺津矢田線のとおりとする。※三和線・室場線は同一車両で運用すること
- (2) 運行日については、次のとおりとする。
市街地線、三和線・室場線：12月29日から1月3日を除く毎日
平坂中畑線、寺津矢田線：12月31日から1月1日を除く毎日
- (3) 運行回数、運行ダイヤは別添2「西尾市公共交通時刻表（令和5年10月改訂版）」のとおりとする。運行ダイヤについては、別添2を基に利用者の利便性向上を前提に、市と協議のうえ決定するものとする。

5 運行車両等

- (1) 運行車両は、市が貸与する車両を除き、運行開始までに事業者が用意するものとする。
- (2) 運行車両は、正規車両として小型バス30人乗り程度4台と点検整備・修理時等に備え、必要な予備車両を確保すること。
- (3) 予備車両については、本業務のための専用車両の確保は要しないものとする。
- (4) 運行車両は、予備車両を除き、新車であること。
- (5) 運行車両は、道路運送車両の保安基準及び細目を定める告示に定められた基準を満たしていること。
- (6) 運行車両は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に規定する「公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、または中部運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。
- (7) 運行車両には、運賃箱（乗務員が施錠を解くことのできない構造のもの）、ドラ

イブレコーダー（車内外）、冷暖房設備、方向幕、車内放送及び降車告知ブザーを備えること。

- (8) 運行車両を保管できるスペースを確保すること。
- (9) 運行車両には、市が指定するラッピング等を施すこと。
- (10) 市が所有する小型バス（日野ポンチョ1台）を事業者は無償貸与することができる。
- (11) 定員超過により乗車できない場合の乗りこぼし対応について、予備車両やタクシーの活用による対応を行うこと。

6 運行準備

- (1) 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行ができるようにすること。
- (2) 停留所は、既存の停留所を使用するものとする。

7 運行管理について

- (1) 乗務員については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ぼさないよう配置すること。
- (2) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (3) 乗務員と事務担当者は、事故報告などの連絡が円滑にできるよう無線連絡等により連絡体制をとるものとする。
- (4) 運行上の苦情については、乗務員及び事業者が誠意をもって対応し、その内容等を西尾市へ書面で報告すること。
- (5) 利用者から運行状況等の問合せがあった場合には、適切に対応すること。

8 整備管理について

- (1) 運行車両は、市が貸与する車両を含め、事業者において常に適正に整備すること。
- (2) 運行車両の車検等整備点検・修繕については、事業者で対応すること。

9 運転業務について

- (1) 乗務員は、西尾市コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (2) 乗務員は、利用者に対して常に親切で責任ある適切な接客に努めること。
- (3) 車内は、常に清潔に保ち良好な状態であるよう清掃すること。
- (4) 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。
- (5) 事故発生による全ての費用は事業者が負担すること。
- (6) 事故発生時には、遅滞なく市に報告すること。

10 運賃等

- (1) 運賃は、200円の均一運賃とする。各路線間の乗り継ぎは無料とし、乗り継ぎに必要なのりつき券及びその発行機は市が用意する。また、西尾市が指定する者については、料金を無料とする。
- (2) 運賃は、運行車両に備える運賃箱により、利用者から徴収すること。また、定期券の使用を可能とすること。
- (3) 定期券については1か月3,000円、3か月9,000円とし、市の窓口等その他、停車中に車内において乗務員が発行するものとする。
- (4) 釣銭を準備すること。

11 運行・利用状況報告について

- (1) 路線別・便別・バス停別乗降者数を運行日ごとに記録し、運賃収入と併せて、各月の実績を翌月の10日までに電子データで西尾市に報告すること。
- (2) 定期報告以外で、西尾市が運行状況、利用状況のデータの提出を求めた場合は、遅滞なく提出すること。

12 委託料の支払い

- (1) 委託料は、コミュニティバスの運行に関する予算の範囲内で次のとおりとする。
【委託料＝運行経費－運賃収入】
- (2) 委託料は四半期ごとに運賃収入の確定時に精算するものとする。

13 提出書類等

受託者は、次に掲げる書面を西尾市に提出するものとする。

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近2期分の決算時のもの
- (2) 法人登記の履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもの、写し可
- (3) 一般乗合旅客運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業または、一般乗合旅客自動車運送事業のいずれかの許可書の写し（許可書がない場合は、事業証明書で代替可）
- (4) 任意の車両2台の点検整備記録簿1年分（担当営業所内の車両に限る）
- (5) 運行管理規定
- (6) 緊急連絡体制図
- (7) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づき実施した指導・監督の記録の写し ※直近1期分のもの
- (8) 見積書

14 その他

- (1) 本業務にあたっては、総括責任者及び主任担当者を配置し、西尾市との連絡調整が円滑に実施できるよう社内体制を整えること。
- (2) 燃料価格の動向や税制改正等、社会情勢の変化により事業費を見直すことは原則しないが、予見できない情勢の変化などやむを得ない事由が生じた場合は事業者と

協議を行う。

- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた事項については、西尾市と受託者で協議のうえ決定する。